



イヴレス株式会社

イヴレス株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、イヴレス株式会社と称し、英文では、 I V R E S S E C O., L T D. と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) シャンプー、リンス、歯磨粉等洗面用消耗品、化粧品の製造及び販売並びに輸出入
- (2) 衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品、インテリア小物、家具の製造、輸出入及び販売
- (3) 一級建築士事務所の経営及び内装工事に関する業務
- (4) ホテル、旅館、飲食店の経営
- (5) 市場調査、広告及び宣伝に関する業務
- (6) 書籍の出版
- (7) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2, 320, 000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権の作成並びにその備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、代表取締役が議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(株主総会決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権

の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人の数は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社には、5名以内の取締役を置く。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当会社には、代表取締役1名を置き、取締役会の決議によりこれを選任する。

2 代表取締役は、当会社を代表し、社長として会社の業務を統括する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第 25 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事の経過及びその結果を記載又は記録した議事録を作成して、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以上、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によつて、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数によって選任する。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によつて、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 37 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 4 月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。